

15 利用調整の基準 (小金井市保育の実施に関する規則より抜粋)

保育の実施基準指数表 (保護者)

保護者の状況			
類型	細目	保育の実施基準指数	
就労 (自営を含む。)	月間の就労時間が150時間以上	100	
	月間の就労時間が140時間以上150時間未満	95	
	月間の就労時間が130時間以上140時間未満	90	
	月間の就労時間が120時間以上130時間未満	85	
	月間の就労時間が110時間以上120時間未満	80	
	月間の就労時間が100時間以上110時間未満	75	
	月間の就労時間が70時間以上100時間未満	70	
就労内定	月間の就労時間が48時間以上70時間未満	65	
	入所希望月末日までの就労が内定している場合は、就労に準ずる。 ※就労開始日から2週間以内に、就労が開始されたことが確認できる就労証明書及び就労開始日から2か月以内に、就労実績が記載された就労証明書を提出できない場合を除く。	65-100	
不存在	保護者のいずれか一方が死亡、離別、行方不明、拘禁又は離婚を前提とした別居など	100	
妊娠・出産	入所希望月初日が出産月の前後2か月以内	80	
疾病	診断書により、保育に当たることが著しく困難であると認められた場合	100	
	診断書により、保育に当たることが部分的に困難であると認められた場合	85	
	上記以外で、居宅内療養を常態	60	
障害	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度又は精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者	100	
	身体障害者手帳3級(視覚、聴覚、体幹機能障害)、愛の手帳3度又は精神障害者保健福祉手帳3級所持者	90	
	身体障害者手帳3級(視覚、聴覚、体幹機能障害以外)所持者	80	
	上記以外の手帳所持者	70	
介護・看護	週5日以上	かつ 1日7時間以上の介護等	100
		かつ 1日6時間以上7時間未満の介護等	95
		かつ 1日5時間以上6時間未満の介護等	90
		かつ 1日4時間以上5時間未満の介護等	85
		かつ 1日3時間以上4時間未満の介護等	80
	週4日	かつ 1日7時間以上の介護等	95
		かつ 1日6時間以上7時間未満の介護等	90
		かつ 1日5時間以上6時間未満の介護等	85
		かつ 1日4時間以上5時間未満の介護等	80
	週3日	かつ 1日7時間以上の介護等	75
		かつ 1日6時間以上7時間未満の介護等	90
		かつ 1日5時間以上6時間未満の介護等	85
		かつ 1日4時間以上5時間未満の介護等	80
上記以外で、月48時間以上の介護等を行っている場合	65		
就学	国・都道府県・市町村設置の職業訓練施設又はこれに準ずる通所施設に通所している場合	100	
	学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校等に通学している場合	100	
	上記以外の学校等に通学している場合(通信教育を含む。)	70	
	申請時点で、入所希望月中の就学の開始が確定していないが、受験票の写しなどで就学手続中であることが証明できる場合	65	
求職	求職活動中(起業準備を含む。)	50	
災害	災害等により復旧までの期間において保育に当たることができない場合	100	
特例	上記のほか、児童福祉の観点から保育の実施が特に必要であると市が認める場合	50-100	

調整指数表 (保護者)

保護者の状況		
項目		調整指数
自営協力者	就労の申請において、自営中心者ではなく自営協力者である場合	-5
複数類型	次の①から③までのいずれかに該当する場合 (基準指数との合計は、100を上限とする。) ① 就労の基準指数が90以上かつ障害の基準指数が90以上 ② 就労の基準指数が90以上かつ介護・看護の基準指数が90以上 ③ 障害の基準指数が90以上かつ介護・看護の基準指数が90以上	+2~5

調整指数表 (世帯)

世帯の状況			
項目		調整指数	
ひとり親世帯	ひとり親世帯であることを証明できる場合	+30	
生活保護世帯	生活保護を受給しており就労による自立支援につながる場合等	+10	
育休・産休	就労の申請において、申請児に係る育児休業・産前産後休業中であることを証明できる場合。ただし、育児休業・産前産後休業を取得している就労先に復帰しないことが判明した場合は、調整指数の適用を無効とし、入所及び入所が内定している場合はそれを取り消す。	+10	
特定地域型利用	市内特定地域型保育事業の最終年齢クラスを卒園し、引き続き市内の特定教育・保育施設の利用を申し込む場合(卒園後の受入れ先が確保されている場合を除く。)	+20	
他施設利用	市内特定地域型保育事業以外の保育施設の利用を申し込む場合	+10	
	認可外保育施設等を利用しており、その契約内容が証明できる場合	週5日以上契約であることが証明できる場合	+5
		週4日以上契約であることが証明できる場合	+4
		週3日以上契約であることが証明できる場合	+3
	定期利用(一時)保育の利用実績について、申請月の前月から起算して直近3か月のうち1か月分証明できる場合	月20日以上利用したことが証明できる場合	+5
		月16日以上利用したことが証明できる場合	+4
月12日以上利用したことが証明できる場合		+3	
市外認可保育施設を利用している場合		+5	

調整指数表（世帯）

世帯の状況		
項目	調整指数	
転園希望	市内特定保育施設又は特定地域型保育事業を利用して、転園を希望する場合（きょうだいが在籍する別施設への転園（単独希望）を希望する場合、きょうだいが施設の利用を同時に申請した場合、備考⑬に示す施設からの転園を希望する場合又は備考⑭に示す施設からの転園を希望する場合（4月1日入所に限る。）を除く。）	- 1 0
多胎児支援	多胎児が同時に申請する場合	+ 1
同時申請	きょうだいが施設の利用を同時に申請する場合であって、きょうだいのいずれかの申請が転園申請でないものに限る。ただし、備考⑬に示す施設からの転園申請（きょうだいの利用希望保育施設が全て同一施設である場合に限る。）又は3人以上のきょうだいが同時に申請した場合であって、転園申請以外の複数の申請がある場合における転園申請以外の申請には、この項目を適用する。	+ 1
多子支援	申請児が同一世帯の中で、入園希望月において小学生以上の児童を除いて、第2子以降の場合	+ 1
特例申請	備考⑬に示す施設を利用して、備考⑬に示す施設以外の施設に転園を希望する場合	+ 5
滞納	基準日時点において、保護者に利用希望月の属する年度以前の利用者負担額の滞納がある場合（保育課に納付について相談を行っており、計画的に納付していることを確認できる場合を除く。）	- 2 0
内定辞退	申請において、利用希望月の属する年度の内定を辞退している場合	- 1 0
育休延長	育児休業の延長を希望する申出があった場合	- 1 0 0
児童保護	虐待等により、関係機関において甚だしく保育に欠けると判断される場合	関係機関と協議して定める。

優先項目（世帯）

世帯の状況		
順位	項目	
1	きょうだいが在籍している特定保育施設又は特定地域型保育事業の利用を申請した場合。ただし、入所希望日時点できょうだいが卒園し、又は退園する予定の場合を除く。	
2	保護者が保育士又は幼稚園教諭で、保育士証の写し又は幼稚園教諭免許状の写しを提出し、次の①から③までのいずれかに該当する場合 ① 育児休業・産前産後休業を終了しその職に復帰予定の場合 ② その職としての就労内定が証明できる場合 ③ 申請児童が市内特定地域型保育事業以外の保育施設の最終年齢クラスを卒園し、引き続き市内の特定教育・保育施設の利用を申し込む場合	
3	保護者合算の前年度の市区町村民税の所得割の額が低い世帯	

備考

- (1) 入所指数の算出方法は、次のア、イ及びウの合算とする。
 - ア 保護者のそれぞれについて「保育の実施基準指数表（保護者）」のいずれかに当てはめて指数を出す。
 - イ 保護者のそれぞれについて「調整指数表（保護者）」を基に指数を出す。
 - ウ 世帯について「調整指数表（世帯）」を基に指数を出す。
- (2) 表中の基準日は4月1日入所に係る利用申請の場合は同年1月1日とし、それ以外の場合は入所予定日の属する月の前月の1日とする。ただし、年度の途中に新たに開設する施設に係る利用申請の基準日については別に定めるものとする。
- (3) 4月1日入所に係る利用申請の場合は追加資料提出期限日まで、それ以外の場合は利用申請受付期間最終日まで提出された書類等に基づき、入所指数等を算出する。ただし、年度の途中に新たに開設する施設に係る入所指数等を算出するための利用申請の書類等の提出期限については別に定めるものとする。
- (4) この表において就労時間とは、就労証明書の就労時間（固定就労の場合）又は就労時間（変則就労の場合）の月間の合計時間（休憩時間を含む。）とする。就労時間（変則就労の場合）の合計時間において週間の就労時間を記載している場合は、当該時間に4を乗じた時間数を月間の就労時間とみなす。
- (5) 就労の申請において、自営の事由である証明ができない場合の保育の実施基準指数は50とする。
- (6) 就労又は介護・看護の申請において月48時間未満の場合の保育の実施基準指数は50とする。
- (7) 自営中心者とは、経営者（事業主）であることを登記簿謄本、個人事業主の開業届出書、営業許可証等で確認できる者、経営者以外（専従者を含む。）で法人組織等に属し、経営者と同等の業務を行い、就労時間に対して妥当な給与等（勤務地において厚生労働省が定める最低賃金以上）を支給されている者又はそれに準ずる者をいう。
- (8) 自営協力者とは、自営のうち自営中心者以外の者をいう。
- (9) 認可外保育施設等とは、児童福祉法第59条の2に基づく届出を行い、各自治体のホームページによって公表されている認可外保育施設、幼保連携型認定こども園の幼稚園部分及び児童福祉法に規定する児童発達支援事業（医療型を含む。）を実施する施設をいう。施設の確認の基準日は4月1日入所に係る利用申請の場合は同年1月1日とし、それ以外の場合は入所予定日の属する月の前月の1日とする。
- (10) 育休・産休及び他施設利用に同時に該当する場合は、育休・産休の調整指数のみを適用する。
- (11) 就労内定の申請及び転園申請において、育休・産休の調整指数は適用しない。
- (12) 他施設利用の中で複数に該当する場合、指数の高い項目のみを適用する。
- (13) 調整指数表（世帯）の転園希望、同時申請及び特例申請における備考⑬の施設とは、市立くりのみ保育園及び市立さくら保育園とする。
- (14) 調整指数表（世帯）の転園希望における備考⑭の施設とは、小金井なないろ保育園とする。
- (15) この表において、「所得割の額」とは、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 保護者の前年度の市区町村民税が指定都市において課税されている場合又は年間収入申告書が提出された場合は小金井市の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- (17) 「所得割の額」が提出された書類により確認できない場合は、利用調整において他の申請者より高いものとみなす。